

# 令和3年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月9日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第5号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	承認第8号	専決処分の承認 (令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第7号))
日程第 6	議案第46号	令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)
日程第 7	議案第47号	令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 8	議案第48号	令和3年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第 9	議案第49号	令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)
日程第10	議案第50号	令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
日程第11	議案第51号	令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第52号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
日程第13	議案第53号	町道の変更
日程第14	議案第54号	町道の廃止
日程第15	議案第55号	十勝圏複合事務組合規約の変更
日程第16		請願の委員会付託
日程第17		陳情の委員会付託
日程第18		休会の議決

## ◎出席議員（8名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
6番 大崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 中 村 純 也 君	9番 藤 田 博 規 君

◎欠席議員（１名）

５番 杉野好行君

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	楠木	政洋君
住民課	長	渡辺	良英君
福祉課	長	下重	博光君
子育て支援所	長	丹羽	静恵君
産業課	長	岩城	光洋君
商工観光課	長	齋藤	学君
施設課	長	越谷	光裕君
会計管理者		須藤	裕子君
農業委員会事務局	長	神	義宏君
教育委員会教育課	長	森	直史君
消防署	長	波多野	明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	主事	手塚	健人君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和3年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
5番杉野好行議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。  
議会事務局報告につきましては、お手元に配布のとおりであります。  
次に、監査委員より令和3年10月15日から同年11月19日まで実施されました、令和3年度定期監査結果報告書及び令和3年8月から同年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配布のとおりでありますので、御覧いただきたいと思います。  
以上であります。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。  
按田町長。
- 按田町長 令和3年第4回豊頃町議会定例会にあたりまして、行政報告いたします。  
最初に、11月9日から10日にかけての低気圧による大雨被害状況についてでございます。  
発達した低気圧から伸びる前線が11月9日から10日にかけて北海道を通過し、十勝地方は暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により大雨となり、本町各地域に被害を及ぼしました。  
降雨に関しては、9日から10日にかけての累積雨量では、二宮構造改善センター敷地内観測点で145ミリメートル、また、最大時間雨量22ミリメートルを記録す

るなど強雨となり、町道の法面崩壊、路肩決壊などが13路線、河川の土砂堆積などが11河川、農道の路面流失などが10路線、明渠排水の土砂埋塞などが40箇所、林道の路面流失などが9路線、林地における土砂流出が2箇所の被害がありました。

これら被害のうち農道7路線、明渠排水25箇所、林道6路線、林地1箇所における翌年度施工を予定している箇所を除き、災害復旧費として被害額を専決で予算化させていただき、迅速に災害復旧に取り組んでいるところであります。

次に、大雨による流木等海岸漂着物の状況についてでございます。

11月9日からの大雨による、十勝川左岸を中心として本町大津地区等の海岸に漂着した流木等に関しましては、11月11日に現地を確認し、海岸を管理する北海道開発局帯広開発建設部池田河川事務所及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所と一時集積に関する協議を行いました。

帯広開発建設部は11月22日、帯広建設管理部につきましても翌23日から流木等漂着物の押し上げ及び一時集積作業が開始され、現在完了しております。

12月2日に開催された十勝地域海岸漂着物対策推進協議会において沿岸で操業されている漁業に影響がないよう関連予算の確保について北海道への要請が決定され、昨日、大津漁業協同組合 中村組合長とともに北海道知事に対する要請を行ったところです。

続きまして、農林水産業の概況についてでございます。

9月の第3回議会定例会で報告させていただきましたが、その後の状況について報告いたします。

甜菜は、収量については平年以上であり、糖度が平年並みの見込みであります。また、馬鈴薯については澱原、加工、種子、食用の全てにおいて、7月の猛暑の影響もあり、反収で平年を下回っている状況です。

豆類については、大豆が前年の収量を上回っており、手亡が前年並み、小豆、金時で前年の収量を下回っている状況ですが、豆類全般的に品質は概ね良好となっております。

次に、畜産業については、7月中旬から8月上旬にかけて真夏日が続きましたが、夜間の気温が下がっていた為、乳量の大きな減少とはならず、出荷乳量は前年度比104パーセント台を維持しております。

肉用牛の黒毛和牛販売価格は、昨年度に比べて新型コロナウイルス感染拡大による市場相場への影響が少ないため価格は低迷せず推移しており、販売額は4月からの累計で前年比115.4パーセントであり、昨年度低迷時期があったため伸び率としては増加しております。

次に水産の概況であります。本年漁期前の秋サケ来遊は、本町沿岸を含むエリモ

以東・西部海域において、前年比86パーセントの66万9千尾と厳しい来遊予測が公表されるなか水揚げが開始され、盛漁期を迎えた9月中旬から道東沿岸域において広範囲な赤潮が発生し、秋サケ定置網漁業においては入網魚の斃死被害が発生し、結果として大津漁港での秋サケの水揚げは、数量では前年比42パーセント減、本年の漁獲は直近10年平均に対し数量で20パーセント、金額では30パーセントと低迷し、非常に厳しい状況が続いております。

全道的なサケ定置漁業の記録的な不漁は、本町経済への影響も大きいことから、赤潮を含め関係機関による原因究明、資源回復への取り組みが喫緊の課題であると認識しており、解決策に大きな期待を寄せるとともに、大津漁業協同組合と連携し、関係事業、漁業者支援を引き続き検討していく所存であります。

また、次いで操業の始まったシシャモ漁についても、赤潮の影響から水揚げが低迷し、十勝川を含めサケ、シシャモが遡上する河川の再生産環境の維持・保全、沿岸海域の生産環境の保全に向けた継続的対策が重要であると認識しております。

水産業にとって、未曾有の赤潮被害や大宗漁業の記録的な不振など、これまでの常識が覆る予期せぬ事態が続いており、本町における基幹産業として、今後も安定した生産が持続されるよう支援が必要と考えています。

林業につきましては、北海道の豊かな森づくり推進事業などの活用により、約59ヘクタールの植林を推進しており、引き続き伐採跡地等の解消に努め、森林の有する多面的機能の発揮のため適正な森林整備を推進してまいります。

また、11月9日から10日にかけての大雨により被災を受けた林道1路線について、今後の調査結果を踏まえ、林道施設災害復旧事業による国の補助を活用して災害復旧を図り、森林整備の基盤となる林道を整備してまいります。

最後に、豊頃医院及び大津診療所の運営状況についてでございます。

豊頃医院及び大津診療所の運営については、11月から公益社団法人地域医療振興協会の指定管理による運営が開始しております。

診療時間については、豊頃医院が火曜日から金曜日までの午前9時から午後0時30分まで、大津診療所が木曜日の午後1時30分から午後2時30分までとなっております。管理者は十勝いけだ地域医療センターの名誉院長である奥山泰史医師に勤めていただいております。

11月の運営状況は、豊頃医院で1日当たり平均30人以上、大津診療所では1日当たり約9人の受診者があり、特に豊頃医院では、電子カルテシステムの導入やインフルエンザワクチン接種の影響もあり、当初大変混雑した状況が続いていましたが、12月に入り落ち着いてまいりました。

町民の皆様にご安心で安全な医療を提供できるよう、公益社団法人地域医療振興協会

と協議し、令和4年4月から豊頃医院において週5日間の診療を行うべく、運営体制の整備を進めてまいります。

なお、豊頃医院において町民の健康増進のため特定健診等の保健事業を実施することとし、医療施設特別会計に検査機器等の購入費を予算計上させていただいております。

以上、ご報告申し上げます。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間に決定しました。

### ◎ 委員会報告第4号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和3年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

## 2、調査期日。

令和3年12月6日。

## 3、調査の経過。

### (1)令和3年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和3年12月2日招集告示のあった令和3年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月6日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

## 4、調査の結果。

### (1)令和3年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月17日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書の提出については、産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和3年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

エ、請願書の取り扱いについては、令和3年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

オ、陳情書の取り扱いについては、令和3年第3回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの1件、その他3件については議員配付にとどめるものとした。

カ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月9日に開催するよう日程を調整した。

キ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の各席に飛沫防止用アクリル板を設置するとともに、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用、議場内の定期的な換気を行うこととした。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

## ◎ 委員会報告第5号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第5号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第5号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) コロナ禍における防災体制について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和3年11月4日。

4、調査の経過と結果。

東日本大震災から10年目となり、いまだ終息が見通せない新型コロナウイルス感染症や気象変動による大災害から町民を守るための防災体制について、本町の現状と今後の対応について調査を実施した。

(1) 豊頃町地域防災計画の見直しについて。

豊頃町地域防災計画は、平成31年3月に見直しを実施した以降、見直しをしていないことから、今後、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図るとともに、現在想定される被害に対応した内容へと見直し、国、道等の防災関係機関及び町民や事業者等と連携を図りながら、町の組織機構に合わせた本部体制や業務の内容と整合を図るなど必要な修正を行うこととしている。

(2) コロナ禍に対応した避難所訓練等について。

コロナ禍を想定した避難所の運営については、昨年10月にえる夢館において避難所開設の実践訓練を実施している。

今後は、訓練を基にした「感染症対応避難所運営マニュアル」を今年度中に作成し、実践に向けての対応を図ることとしている。

(3) 各地域における避難訓練の実施について。

例年、大津地域において実施している避難訓練については、コロナ禍で実施されて

いない状況で、他の地域では自主防災組織において1地区で、連絡網を活用した伝達訓練を実施している。

今後は、町内5地域に組織されている5つの地域防災組織との連携を図りながら、コロナ禍に対応した避難訓練のあり方を検討するとともに、町の指導の下に自主的な実施について各地域に協力を求めていくこととしている。

(4) 災害時における役場業務の危機管理体制について。

現在、災害時における役場職員個々の業務分担については、災害対策業務及び通常業務それぞれに特段の定めは無い状況であり、それらの対応について全職員が共通の認識のもとにはない状況である。

今後は、災害時における通常業務遂行のための指針となる「業務継続計画」を今年度中に作成し、その計画を基にした災害時の対応を全職員共通の認識で実施していくこととしている。

(5) 災害対応備品等の整備状況。

昨年度から簡易ベッド、間仕切テントなどコロナ禍に対応した備品等の整備を進めていることが確認できた。今後においても備蓄食料等を含め災害対応備品等の整備を進めていくこととしている。

5、まとめ。

本調査では、現時点でのコロナ禍における町の防災体制を確認することができた。

今後は、「豊頃町地域防災計画」の見直しや「感染症対応避難所運営マニュアル」及び「業務継続計画」の作成などにより、防災体制をより確実なものとするよう検討されてはいたが、各地域での避難訓練の実施状況や災害時における役場職員の避難所での行動及び通常業務についての模擬訓練等の実施が不十分であるとともに、町内にある医療施設等を含めた公共施設を避難所として有効利用することも検討する必要があるとの意見が出されていた。

また、コロナ禍において防災体制をより強固なものとするには、町民及び関係機関との関わりを密にし、町全体で災害に強いまちづくりの取組みを進めるべきとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みとします。

◎ 承認第8号

●藤田議長 日程第5 承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書9ページを御覧ください。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、11月9日から10日にかけての低気圧による大雨被害の復旧等に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）を令和3年11月12日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書第7号、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,575万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,991万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

8款消防費、2項災害対策費に救急排水機場操作業務委託料300万円を追加。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費に山蔭分線川災害復旧工事400万円を追加するなど、1,430万円を追加。

2項農業用施設災害復旧費に明渠排水災害補修585万円を追加するなど、690万円を追加。

3項林業用施設災害復旧費に林道災害補修80万円を追加するなど、155万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税2,275万円を追加。

14款国庫支出金、3項委託金に救急排水機場操作委託金300万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

### ◎ 議案第46号

●藤田議長 日程第6 議案第46号令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第46号令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,023万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,968万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

16ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費から費用弁償323万9,000円を減額するなど、計378万2,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、18ページ、3目財産管理費に公共施設用地等買収費513万円を追加。

7目企画費に産業振興事業補助金408万8,000円を追加するなど、計669万2,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費から76万5,000円を減額。

20ページ、6項監査委員費から49万9,000円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、22ページ、7目後期高齢者医療費から道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金491万2,000円を減額するなど、計402万7,000円を減額。

2項児童福祉費において、1目保育所費に職員人件費538万9,000円を追加するなど、24ページ、818万9,000円を追加。

26ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、3目保健指導費に医療施設特別会計繰出金236万2,000円、健康管理システム改修委託料495万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業131万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業480万3,000円を追加するなど、28ページ、計1,706万2,000円を追加。

2項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金1,216万1,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費に職員人件費、30ページ、7万円を追加。

2項畜産業費に家畜自衛防疫組合補助金25万円を追加。

3項林業費において、1目林業総務費に鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金180万1,000円を追加。

2目林道整備費から林業専用道報徳1号線開設工事210万円を減額するなど、計101万2,000円を減額。

32ページ、6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に商工会運営費補助金（商工業新型コロナ支援対策事業補助）330万円、ふるさと応援寄附金事業623万4,000円を追加するなど、34ページ、計865万3,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に職員人件費80万8,000円を追加するなど、計93万円を追加。

2項道路橋梁費において、36ページ、2目除雪費から除雪機借上料494万5,000円を減額。

3目道路新設改良費から社会資本整備総合交付金事業費1億6,792万9,000円を減額するなど、計1億7,382万9,000円を減額。

3項住宅費に職員人件費71万円を追加。

38ページ、4項河川費から11万6,000円を減額。

5項施設費から32万8,000円を減額。

6項公共下水道費に公共下水道特別会計繰出金108万円を追加。

8款消防費、1項消防費に燃料費21万円を追加。

40ページ、2項災害対策費から排水ポンプ車用仮橋製作工事82万4,000円を減額するなど、計81万7,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費から職員人件費94万3,000円を減額。

2項小学校費に管理備品100万3,000円を追加するなど、計110万3,000円を追加。

42ページ、3項中学校費において、2目教育振興費からサマーランド中学生派遣

交流事業補助金 522 万円を減額するなど、計 615 万 4,000 円を減額。

4 項社会教育費において、1 目社会教育総務費から姉妹都市少年親善使節団派遣事業補助金 124 万 1,000 円を減額するなど、計 254 万 1,000 円を減額。

44 ページ、5 項保健体育費において、1 目保健体育総務費に全道全国大会参加派遣補助金 134 万円を追加するなど、計 179 万 5,000 円を追加。

次に、歳入につきましては、10 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税に 3,353 万円を追加。

2 項固定資産税に 471 万 9,000 円を追加。

10 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 700 万円を追加。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金に認可保育所保育料 196 万 7,000 円を追加。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 122 万 4,000 円を追加。

2 項国庫補助金に、12 ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 465 万円を追加。社会資本整備総合交付金事業 1 億 939 万 9,000 円を減額するなど、計 1 億 566 万円を減額。

3 項委託金に年金生活者支援給付金交付金 29 万 7,000 円を追加。

15 款道支出金、1 項道負担金に後期高齢者医療基盤安定 26 万 8,000 円を追加。

2 項道補助金に地域づくり総合交付金防災施設整備 850 万円を追加するなど、計 658 万 2,000 円を追加。

17 款寄附金、1 項寄附金にふるさと振興寄附金 45 万 2,000 円を追加するなど、計 75 万 2,000 円を追加。

14 ページ、18 款繰入金、1 項繰入金から財政調整基金繰入金 6,000 万円を減額するなど、計 5,500 万円を減額。

20 款諸収入、5 項雑入に後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金 19 万 1,000 円を追加。

21 款町債、1 項町債から社会資本整備総合交付金事業 5,570 万円を減額するなど、計 5,610 万円を減額。

次に、第 2 条、債務負担行為の補正につきましては、4 ページ、第 2 表、債務負担行為補正を御覧ください。

一般廃棄物収集運搬業務委託料において、限度額を 1 億 5,610 万円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第 3 条、地方債の補正につきましては、5 ページ、第 3 表、地方債補正を御

覧ください。

過疎対策事業債の限度額を3億4,760万円に改め、地方債限度額の総額を5億4,947万5,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

1款町税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 10款地方交付税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 12款分担金及び負担金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 14款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 15款道支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 17款寄附金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 18款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 20款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 21款町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

16ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

説明第1号。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 令和3年第4回豊頃町議会定例会予算説明書1ページをお開きください。

説明第1号公共施設用地の買収について御説明いたします。

本案は、令和2年1月1日から町への無償貸与を受けている旧グループホーム敷地ですが、当該施設の有効活用と効率的な運用を図るため、施設用地を買収することとして、第2款総務費に予算計上いたしました。

1、公共施設用地買収概要ですが、買収地地番及び面積は、中央新町49番地1のうち601.64平方メートル、中央新町50番地1のうち2,098.26平方メートル、合計で二筆で2,699.90平方メートル。予算額は513万円です。

買収用地の位置につきましては、次ページからの買収位置図及び買収詳細位置図を御参照願います。

2として、施設用地の所有者は、豊頃町豊頃南町21番地、丸山美幸氏です。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

7番、大谷議員。

●7番大谷議員 この土地購入については分かるわけですが、土地と建物の取組が別々になったという理由と経緯をお知らせいただきたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 私のほうから答弁申し上げます。

建物については、先ほど予算説明書のほうでもお話ししましたが、令和2年1月から町のほうで無償貸与を受けてございます。この間、建物の使用については、いろいろと検討してございました。その結果といたしまして、所有者であります丸信産業様のほうから、今現在、無償貸与を受けている施設につきましては、寄附いただけるということで、寄附採納願の提出がございました。施設を寄附していただいたということもございまして、併せて有効活用を図るということで、今般土地の購入費について予算計上させていただいてございます。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 この購入については、今後こういう形になるという前例にならないですか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

●藤田議長 再開します。

菅原副町長。

●菅原副町長 答弁申し上げます。

ただいま説明した内容と同様のケースが、豊頃町において今後予定されるかということでもありますけれども、現時点において、予定致しておりません。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 少なくとも私は前例になっていくのではないかというふうに感じます。もっとしっかりした理由づけがなかったら、理論が通っていかないような気がしますけれども。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 答弁申し上げます。

若干詳しく経過を説明させていただきたいと思います。

ただいま予算説明で申し上げた内容でございますけれども、令和元年末をもって事業者がグループホーム事業を廃止されました。その後、令和2年1月から町へ無償貸与を受けているわけですが、その際の事業者の御意向として、将来、町の公共施設として活用することを趣旨として、いずれ町へ建物を寄附したいという意向を受けておりました。これを受けて、令和3年、今年の春ぐらいから具体的な交渉を進めてきたわけでありまして、

町としても無償貸与を受けている間に、福祉活用を図れないかとあれこれ検討してきたわけですが、どうしても土地と一体でなければなかなか公共的な活用が難しいという結論に至りまして、夏以降、土地の取得等についても併せて交渉してきた経過がございます。

その中で、今後の施設、土地の活用方法等についても十分検討してきた次第でありますけれども、一部、内部検討にとどまっております、議員への報告ができる状態に至っていなかったというのが現状であります。どうぞよろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 質問が3回しかできませんから、聞きたいことが何項目かあります。最初にまとめてお聞きしますので、説明と内容について、掘り下げた内容をお聞きしたいと思っています。

まず一つは、提案されました土地の所有者が丸山さんになっています。固有名詞ですが、これは個人所有ですか、それとも法人所有ですかというのが一つ。

それから次、同じ内容ですが、現在513万円という金額は土地だけです。そうしますと、この公示価格というか売買価格というのは、あの辺では例がないから、どのような査定金額なのか、何を根拠にされているかということが2点目です。

それからもう一つは、実態を私も議案書を頂いてから見てきましたが、この方が所有している現状の土地、今、提案された以外の土地が、北側、南側にあります。それに沿って構造物が乗っています。その土地のところには3棟あります。大小あります。そのほかに町の土地をまたいで住宅部分があります。これらについての、今後のこの施設との供用、総合的な利用というのはどう考えていくべきなのかと。これは所有者と協議しているはずだと私は想定しています。まず、その3点をお聞きします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 ただいま御質問ございました1点目と2点目について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目の土地の所有者についてでございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、個人での所有でございます。

次に、価格についてでございますが、令和元年から現在まで、中央新町地区における売買実例価格、そして令和3年度評価替え時における標準地価格を基に価格を算定させていただいております。平米当たり1,900円という金額になっております。

以上でございます。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 御質問の3点目について答弁させていただきます。

広い土地の全体活用をどのように考えているかということだったと思いますけれども、確かに広大な土地に施設2棟、古い建物が1棟ございます。これは交渉の中で、土地所有者の御意向もございまして、やり取りする中で、町としては、今回提案している818坪、2,699平方メートルを購入させていただいて、町の構想に活用していこうと判断させていただきました。

今後において、あの広い土地がどのように活用されていくかについては、土地所有者のお考えがあるものと伺っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 3点お聞きしました。1点目は、法人か個人かということは理解いたします。

2点目については、今、課長が説明したように、平米単価は1,900円になります。ここから割り出してくれば坪当たり、817坪ありますから、これについての単価は坪当たり6,299円になります。それがあの地域の今の売買金額、高いのか安いのかというところをちょっと危惧しているわけです。

それはなぜかという、あの周辺の残りの土地を見ましても、所有者が今後どのように利用するか、北側も南側も空いているところもです。そのことによって、これから質問することと併せて考えを説明していただきたいのですが、この施設を寄附された、寄贈された。そして土地を購入するという協議をしているわけです。そのほかの空き地、敷地が交渉の中で出ないわけがないと私は思うわけです。

カラーの説明書を見ますと、あらゆるこれからのまちづくりの要素をここに含めてきています。何のためにこれを利用するのか、資料は渡っていますが、議会運営委員会のときに初めて頂いた段階だったものですから、何のためにこれを買うのかというところを、全体の中でもう一度説明をしていただきたいというのが私の質問内容です。まずその点、お願いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 答えいたします。

まず、今の土地を購入するときの現状から、この後、全部の北側と南側合わせて、あの地域は中央地域で、これまでも町営住宅だとか、そういった部分の中で整備してきた経過、そして今、中学校の建設など、一体的に考えてきているという部分がありますので、そういった意味で、今回売っていただくことで出している土地もどうなのだという話なのかなというところでございますけれども、基本、今のところは、交渉先とお話しするなかでは、今、旧グループホームの施設がある土地のみの話ということでございますので、そういった形で必要最低限の土地を購入させていただくということでは進めてございます。

将来的に、前が空いているだろう、後があるだろうという部分はあると思うのですが、北側の土地については、まだゴルフの練習場の形の建物が残っているという部分がありますので、あの辺はある程度きれいにするという話は所有者のほうはしておりましたけれども、そこまで必要なかどうかという判断、それと南側については、所有者のほうでアパートを経営しているというようなこともあります。間の土地が今空いているということなのですが、そこについては、今のところは町として、考え方としては、活用するような考え方はないものですから、今の建物に関する最低限の土地があれば十分だというような判断で交渉のほうを進めてきているところでございます。

それと、一体これは何に利用できるのかという話でございます。先ほど説明が

あったとおり、グループホームが運営をやめてから、無償貸与ということでうちのほうで借りていながら、その間どうするのか検討をしながら、協議していたという話をさせていただいておりましたけれども、今回、建物のほうにつきましては、町として今後、多目的な活用の仕方ということで、もともとは、いわゆるグループホームだったわけですから、中身は9部屋、ワンユニット分の部屋があって、皆さん交流できるような場所もあるという建物でありましたので、今後は、土地のほうを購入させていただいて、無償で寄附を受けた後には、これまで大学との連携協定の中で進めていこうとしています、学生の受入れですとか、そういった学生との関係性の中で、何か事業を模索していくような施設ですとか、あと結構町内、茂岩山含めて、学生等の合宿というのが結構盛んにやられております。今年もコロナ禍の中、上のホテルを利用しながら来ているのですけれども、なかなか入り切れなかったといった部分の中で、他町からわざわざ泊まりに来ていただいているというような現状もあります。

そういったことで、町内の宿泊施設、ココロコもありますけれども、一体的にそういった交流施設としての活用ができないか、また、期間的な移住体験ですとか、短期のお試し体験ができるような施設、これにつきましては、実際南町のほうに2棟、移住体験ができる施設ございますけれども、結構毎年募集している中では、大変好評で御要望にお応えできないというところが結構あるわけでございます。期間的に短い期間で入ることができないものですから、年間に入れても2件、3件という方がお使いいただいているわけなのですが、そういった中で、ああいった施設を使いながら、また、要望に応えながら対応していけるのではないのかと。それがしいては関係人口ですとか交流人口ですとか、またその後、定住・移住という部分につながれば大変いいのかというところで考えておりますので、そういった使い方です。

あと、ワーケーションということで、今、コロナ禍で、首都圏に会社が無くても、通わなくても、こういった地方の地域で、環境さえ整っていれば仕事は続けられるというようなことは既に言われております。そういった利用ができないかというところでございます。

いずれにしても、進めていく上では、通常ほかの町では結構行われていることでも、うちの町では若干後れているところもあると思います。こういったところは、いろいろな部分を整理しながら、また、外にPRをしながら、既存の施設もありますが、そういったところをうまく連携しながら使っていければよろしいかというところでございます。

私のほうも何度か施設の内部等、その辺を見させていただいておりますけれども、

まだ建築されてから年数もそれほど長くたっている施設ではないです。10年とか10年ちょっとぐらいですから、施設は大変まだきれいなわけでございます。ただし、あのまま置いておくと、当然建物ですから、だんだん使えなくなるということがあります。ですから、多目的に、いわゆる外から来る人も町内に住まれている人も自由に、やり方によっては使えるような施設として整備しながらということで、また改めて、内容的には新年度にお示ししながらというようなことを考えてございますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 説明をいただきました。資料も、後ほど頂いたカラーのものを見て、今、説明を受けたのですが、購入するための用途、利用、活用、これについては、文言ですが分かります。

ただ、私は感じるのは、これも質問で答えていただきたい。将来これは有料で利用するのか。そのためには条例を制定しなければいけないと思います。そのほかに、現状の建家については無償で寄附されたわけですから、現在は、内部の機器類は一切ゼロだと思います。グループホームのときも私は中を見せていただいています。関係者がいましたから。これは今ゼロです。そうすると、これに対する、多目的利用をするための生活や、あるいは機能性を持たせるためには、いろいろなものをそろえなければいけないと思います。それらについての概算予算はもう出来上がっているかどうかというところが2点目です。

それから最後、要望を含めます。今、説明があった内容の全体の敷地、丸山さんの所有ということですから、昔のゴルフの打ち放しもそのまま残っています。そして今、南側にあるレンタルルームというのですか、そういうものは5室あります。それには入居している人も2人おります。それらの人方の内容というのは、この多目的の、町外から入れ込めるという目的を達成するためには、それを整備しなければならぬだろうというこれからの作業があると思います。それらについては、どのようなところまでお話しされているのか。内部的に、所有者とも併せてというところを説明いただきたいと思います。

なお、もう一つ、要望としては、タイアップするためには全ての、今、所有している構造物は無償か有料かは別にして、全体を町として考えていかなければ、他人が1人、2人入ったら、いろいろとトラブルが起きるのではないかとということも感じました。そここのところの考え方はどうなのか。

それから、周辺の防風林として50本ほど針葉樹があります。これらについては、南の光の入りも悪くなるだろうし、東側に立っている常緑樹も相当年数がたっている樹齢です。それらについては、どのように所有者とお話ししているかもお聞きしたい

と思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まず1点目、施設を実際に運営していく中で、有料か無料なのかというところがございます。これにつきましては、最終的にどういった活用が図られるのかというところを鋭意担当課と検討しながら、有料、無料という部分は検討しながら考えていきたいと思っております。どちらにしても早急に中身を決めまして、3月にはしっかりとお示しできるような形を取っていきたいと思っております。

それと2点目、建屋はどうなのかというところでもございました。これは、基本的に、今建っている旧グループホームのところのみの購入ということになっております。前のほうにあるアパートは、あくまでも所有者の方が経営しておりますので、そこまで町が介入して、どうするこうするというようなことは現状考えておりません。

あと、間の敷地についても、今、景観的にも含めまして、町外から来られる方等がその施設を使うとなれば、結構前のほうはがらっと空いていますから、景観的にはすばらしくいい状況でございます。あれが詰まってきていろいろなものが建つと、また施設の利用というところも考えていかなければならないというところでもございます。そういった部分もございますので、ひとまずアパートのほうは町は全くタッチしない。それは所有者がやっていることですから、そこまで含めてどうのこうのという考えは、今のところ私のほうは全くありません。

あと、いわゆる敷地かいわい、あるいは防風林の部分、基本的に敷地の中で言えば、購入のほうを整えば、敷地の部分の防風林は町の管理ということになると思えますけれども、その隣は農地ということになってございます。そういった部分は、農業者の方と調整し、どうにかしろという話が出てくるかと思えますけれども、実際問題、今、無償で貸与を受ける、今回寄贈を受ける施設について、今ある木が景観上とか日当たりについて邪魔になるのか、それは全く今のところはないです。どちらかといえば東側に立っているものですから、朝日が入るとか入らないというのはあるのでしょうかけれども、施設自体は南向きで、しっかりと日が入る施設になってございますので、そういったことはないと思えます。年数がたってくると防災上も危ないだとか、いろいろな部分は出てくると思いますが、その辺は考慮しながらしっかりとやっていきたいと、このように思っている次第でございます。

いずれにしても、いろいろな意味で検討しなければ駄目な部分というのは、言われればそれだけ出てくると思えますけれども、その辺含めまして、もし今後こういうことがあるのではないかと、ああいうことがあるのではないかとという部分があれば言っただけならば、検討する余地もあるのかと思っておりますので、ひとつよろし

くお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 11時25分まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

18ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6項監査委員費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 説明のところで福祉灯油が25万円上がっています。これについては、現状の今の灯油の値上がりだとか燃料費、そういう問題があるのですが、この25万円というものについての対象、該当数というのはどう捉えての数字ですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 福祉灯油等の補正につきましては、議員おっしゃるとおり燃料費が高騰しているということでその分と、世帯数についても、当初予定していた世帯数より若干増えてございますので、単価の上昇分と世帯の増数を合わせまして25万円計上させていただいています。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 25万円は分かりますが、本町における、これに該当する人というのは何世帯あるのですかということをお示しいただけますか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 102世帯ございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

22ページ、2項児童福祉費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 26ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費。

3番、坂口議員。

●3番坂口議員 新型コロナのことについてちょっとお伺いいたします。

3回目の接種が8か月後というふうになって、今、国は前倒しで、6か月からでもという話になっておりますけれども、町としてはどのようなことになっているか、お聞きしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

現在のところ、8か月ということで日程を計画してございますが、国のほうからはっきりとした前倒しの基準が示されたら、できる限りということで、早急に接種を開始できるよう対応してまいりたいと考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

2項簡易水道費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項畜産業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項林業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 1目商工総務費の商工会に対する運営補助金についてお伺いしたいと思います。商工業新型コロナ支援対策事業補助とありますが、事業の内容はどんな内容なのでしょうか、説明いただきたいと思います。

●藤田議長 齋藤商工観光課長。

●齋藤商工観光課長 御答弁申し上げます。

飲食業以外の業種を対象に、今年度の売上げと令和元年、令和2年の同月の売上を比較調査しまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上げが減少した事業者に対する支援でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 飲食店等に対するコロナ対策に係る、営業減となった部分に対する助成というのは、前にも緊急対策支援事業、飲食店等にこの事業でやってきたと思う

のですけれども、今回、名称が変わっていますので、どういうふうな内容の事業なのかお伺いしたいのですけれども、同じような形で助成をするということなのでしょうか。

●藤田議長 齋藤商工観光課長。

●齋藤商工観光課長 今回の対策支援につきましては、飲食業以外の事業者に対する支援でございます、個人事業者と法人事業者、合計で330万円を計上しています。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

34ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項道路橋梁費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 3目の道路新設改良費についてお伺いしたいと思います。工事請負費、4本ありまして、それぞれ減額になってございます。4件の減額が1億4,675万3,000円、5号補正予算まで4件の事業費が4億700万円。今回の補正で大幅な減額となっておりますが、今年度の事業予算における事業量の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

工事の進捗状況ですけれども、路線別に申し上げますと、北栄17連絡線におきましては、本年度、100メートルほどの改良及び舗装工事を行っております。幌岡第3幹線におきましては、改良132メートル、舗装が480メートルほど実施されております。統内16線におきましては改良が400メートルほど、舗装が260メートルほど行っております。橋梁補修工事におきましては、2橋ほどの補修を行っている状況でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 ここ数年の社会資本整備事業交付金の配分がなかなか確保されず、満度な事業採択がされないのが現状だと思います。そういう中でも、地域では早期完成を願いつつ、事業が遅れることに不安を隠せないのも現状であります。今後の事業推進に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

各路線ごとの予算要求におきまして、相当な要求を国のほうに上げている状況でございますが、ここ近年、認可のほうで事業費として認められている部分が5割を割っているような状況で、今年度の幌岡第3幹線におきましては、要求の2割程度の事業費しか来ていない状況でございました。今後の進捗状況も鑑みながら、まだ残延長も結構ありますので、なるべく事業費のほうを促進できるような要求額を来年度も要求していきたいと考えてございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、小笠原議員。

●2番小笠原議員 石田議員と同じ関連質問でございますけれども、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費のことで、ただいま石田議員が質問されましたけれども、この事業におきましては、国営、道営の中での予算ということで、毎年いわゆる大枠の予算を取って予算化していただいているにもかかわらず、なかなかこういうような減額の状況になっているということで、思ったように北栄も幌岡も統内もなかなか道路の改良工事が進まないような状況で、私も苦虫をかんだ思いでこの予算を見ているわけでございます。

ぜひとも町長、毎年大枠の予算をかけているのにもかかわらず、なかなかこういう予算が思ったように来ないという状況の中において、もう少し強く道や国のほうに予算支出をしていただき、十勝管内には2議席、代議士も誕生したことでございますし、そういった要請を強くしていただいて、予算を獲得していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 この路線等につきましては、国の国庫補助事業で、交付金で実施しているというところもあります。町からはこれまでも北海道開発局に対する懸案事項の要望、それと十勝活性化期成会にも項目を挙げていただいて、その中で要望は粘り強く進めているところで、このような状況ということでございます。議員お話ありましたとおり、私のほうもできるだけ足を運びながら、しっかりと国、道のほうに要望していきながら対応してまいりたいと思っておりますので、そういう時期が来ましたら皆さんのほうにもバックアップしていただければありがたいかなと思っております。よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

36ページをお開きください。

3項住宅費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項河川費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項施設費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6項公共下水道費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項災害対策費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項小学校費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 小学校費の備品購入費ではありますが、100万3,000円の追加となっております。当初予算も予算を見ているはずなのですが、当初予定していた備品の額が不足して補正しているのか、新たな備品を用意しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

今回の備品購入費につきましては、まず1点目に、来年度新入学児童の机、椅子を購入するための予算となっております。

もう1点につきましては、教職員住宅のストーブなのですが、使用年数が10年以上過ぎたものが2台ございまして、こちらのほうの更新のために予算計上させていただいております。

机、椅子に関しましては、来年度の児童数見込みの見通しが立った時点ということで、毎年この時期に計上させていただいております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

3項中学校費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項社会教育費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項保健体育費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 先ほどの件と同じなのですが、全体的にということですので、再度関連して質問させていただきます。

全体的に、先ほどの計画の話から、購入するということについては、私は全面的に賛成したいという考えでおります。多目的施設の利活用というのは、あの地域の立地あるいは条件、それから集合体の中央新町全体から見てもやはりロケーションから、立地ということを見るとベストな場所という考えを私は理解しております。

したがって、このことについては、先ほど現状は、予算は513万円ですが、少なくとも所有者と将来的に契約を持ち続けるためには、先ほど触れた空き地、空き施設を一方的所有者の権限で、あるいはそういう利活用のたび、このことを移行することだけは、行政として、行政の施設をあそこに重点を置くという考えから、その辺を特記事項で契約に踏み込んでいただきたいと希望いたします。したがって、土地も施設もそのような考え方を将来行政として、あるいは執行、町長としてどう考えていくべきかというところの希望的な質問をさせていただきます。

もう一つ、先ほど答弁なかったのですが、これを生かしていくための、今、皆無である備品等の購入の試算はどのぐらいまで作業しているということも、ついでにお答えいただければ有り難いと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 申し訳ございません。先ほど答弁の中で1点、備品の関係、今、試算はどうなっているのかというところの答弁が漏れていたかと思います。今のところは、議員御指摘のとおり、中は全て片づいた形で、きれいな形になってございます。そういった部分を含めると、使っていくにはそれなりの備品が必要かと思っておりますので、今のところはまだ試算ということには至ってございません。これからということになりますので、中身のほうをしっかりと検討しながら、備品の購入ということで考えていかなければいけないと思っております。実際これからです。

それと、全体的な土地利用、ロケーションがいい、どう使っていくかという部分です。議員も今回の案件については賛成だというようなお話もいただいております。

言われるとおり、中央地区全体的に含めまして、今後、将来的に土地を含めて、どういったゾーンにして、どういうふうな形にしていくかというのは、今後とも土地利用の計画を持ちながら考えていかなければならないと考えてございます。

ただ、今、実際購入しようとしている土地の契約の中で、こうだからああだからという条件をなかなか相手方につけるのは難しいのではないかと考えてございますが、しっかりと相手方と将来的な部分、考え方を私のほうもすり合わせながら、しっかりと対応していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 購入するための前向きな姿勢については、非常に私は尊重するし、敬意を表したいと思っております。

もう一つは、今お話あった中で、なぜ私は地域の、中央新町のことをこだわるかという、本町の多目的施設の利活用の目的の中に移住・定住というのがあります。これは、あらゆるまちづくりの基礎です。人が増える、交流ができる、今はやりのテレワークというのですか、地方から都会に勤務をしないでもラインでいけるといような時代ですから、よそ様が入ることについて、我が町の受入れの姿勢というものをやはり大事にしていかなければならないだろうという施設に私はなるだろうと解釈しているわけです。

したがって、地域の方々にも密着した交流を企画していくというところが、移住・定住の中で、そして東京学芸大の学生を含めて、何かそういうお互いの心理的な良さといいますか、それから癒しというのですか、我が町、豊頃というのはさすがこういう雰囲気だというものを醸し出していくべきだということを、行政が先頭にならないとできないと。そういうところの考え方も一つ取り入れて、それらの姿勢を示していただきたいという発言を私は望むところです。それには町長しか、その姿勢は指示できないと思いますが、それらの考えを最後に一言いただきたいと思っております。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁いたします。

私もこの職になる前は企画課長をやっていたから、移住・定住ですとか交流人口の増加、関係人口の増加という仕事をしてきた部分の中でいきますと、やはり町外から移住されて来られる方に本当に丁寧に対応していかなければ、定住にはつながらないというのはよく感じているところでございます。そういった意味を含めると、場所的にも非常にいいところですから、今の所有者との間のつなぎ役といった部分をしっかりと町が果たしていかなければいけないと思っておりますので、その辺も担当課含めて対応を丁寧にしていくような形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、小笠原議員。

●2番小笠原議員 42ページの9款教育費、3項中学校費の教育振興費からでございますけれども、教育振興費、サマーランド中学生派遣交流事業補助金ということで、これは令和2年、3年ともこの事業が実施されない状況にあります。理由については、皆さんも御存じのとおり、コロナ禍における状況があるので実施できないことになっているわけでございますけれども、最近のインターネット環境を鑑みますと、英語の授業などを通し、例えばサマーランドの学生とオンラインやリモート交流などを学生同士で行うこともできるのではないかと思うわけですが、計画的なものも含めて、そういったことが今後行われるのかどうかお聞きいたします。

特に、令和2年と3年の参加希望を考えていた学生にはちょうどタイミングが悪い状況にもなっておりますし、若い人たち、特に学生の交流事業を今後も続けていく形において、どうしてもこういったコロナの状況下でのことについては、計画的なものの実行が難しいということになってくると、やはりインターネット環境を利用したオンラインやリモート交流などが必要になってくると思うわけですが、そういった計画はないかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 私から御答弁申し上げます。

サマーランドの中学生派遣事業につきましては、ここ数年、コロナの影響によりまして中止となっているところでございます。実際、サマーランド以外にも相馬市とか滑川市と交流事業を続けていたところでありますけれども、これについてもコロナで中止となっているところでございますが、今年度につきましては、滑川市とオンラインを通じたリモート交流のほうを今年度試行的に実施してございます。サマーランドその他の姉妹都市につきましても、今年度につきましては難しいかと思うのですが、来年度以降、今、議員御提案いただいたような事業もぜひ検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 NHKの連ドラの「カムカムエヴリバディ」ではないですが、やはり今後英語教育というのは、当然現地に出向いて学生同士の交流によって、特に英語というのは会話することによって身につくものだと考えます。今後オンラインやリモート交流などを通じて、学生同士、そういった会話もてるような事業をちゃんとしていけるような形、それから交流事業がそういった形でもって継続できるようによろしくお願いいたします。

●藤田議長 楠木企画課長。

●楠木企画課長 御答弁申し上げます。

姉妹都市交流事業につきましては、先ほど森課長から申し上げましたとおり、国内の交流についてはオンラインでやっているという事実もございます。海外について、サマーランドということでございますが、企画サイドでも交流協議会を持っておりますので、いろいろ連携をしていきたいと思っているところなのですが、実はサマーランドとも検討したことがあるのですが、時差の関係があつて、こちらの早朝は向こうの夜となることもありますので、なかなか子供同士の連携というのは実際は難しいのではないかと考えているところですが、いろいろ工夫をしながら、教育課とも連携を取りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4 ページ。

第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ。

第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

13時15分まで、昼食のため休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

### ◎ 議案第47号

●藤田議長 日程第7 議案第47号令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書49ページをお開き願います。

議案第47号令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億191万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、繰越金の基金積み立て及び保険給付費の返還等に伴うものであります。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書58ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に消耗品費3万1,000円を追加。

6款保健事業費、2項保健事業費に郵便料1万2,000円を追加。

7款基金積立金、1項基金積立金に399万5,000円を追加。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に保険給付費等交付金償還金33万8,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、56ページを御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費等補助金4万3,000円を追加。

6款繰越金、1項繰越金にその他繰越金433万3,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

2款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6款保健事業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 7款基金積立金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第48号

●藤田議長 日程第8 議案第48号令和3年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書61ページをお開き願います。

議案第48号令和3年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,770万円と定めるものであります。

このたびの補正は、広域連合納付金の確定等に伴うものであります。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書70ページ、歳出から御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金36万4,000円を追加。

3款諸支出金、2項繰入金に一般会計繰入金精算返還金19万1,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、68ページを御覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金に保険基盤安定繰入金35万8,000円を追加。

3款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金19万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

68ページをお開きください。

2款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 3款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

70ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第49号

●藤田議長 日程第9 議案第49号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書73ページをお開き願います。

議案第49号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,284万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,904万9,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃医院及び歯科診療所の医療機器整備等に伴うものであります。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書 82 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款 病院費、1 項 病院費に医療機器整備事業費など 1,175 万円を追加。

3 款 歯科診療所費、1 項 歯科診療所費にレントゲン装置機器購入費 89 万 9,000 円など合わせて 109 万 7,000 円を追加するものであります。

歳入につきましては、80 ページを御覧ください。

2 款 繰入金、1 項 他会計繰入金に 236 万 2,000 円を追加。

4 款 諸収入、2 項 支払基金交付金に保険医療機関等向け医療提供体制設備交付金 38 万 5,000 円を追加。

5 款 町債、1 項 町債に 1,010 万円を追加するものであります。

次に、第 2 条、地方債の補正については、76 ページ、第 2 表、地方債を御覧ください。

起債の目的については、過疎対策事業、限度額については 1,010 万円です。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

● 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

80 ページをお開きください。

2 款 繰入金。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 4 款 諸収入。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 5 款 町債。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

● 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

82 ページをお開きください。

1 款 病院費。

6 番、大崎議員。

● 6 番大崎議員 参考的に伺いますが、備品購入のところですか。眼底カメラとか心電図の検査装置というのはどのぐらいの耐用年数で、物品の更新をするのでしょうか。

● 藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 御答弁申し上げます。

一般的に耐用年数については、医療機器ですと4年から8年ぐらいの間でございます。眼底カメラについては、平成20年度に更新して、かなり年数がたっておりまして、最新のものを改めて購入することとして予算計上させていただいております。

あと、心電図検査装置につきましては、平成31年に購入したものはあるのですが、効率的に健診事業等に使うために、解析装置付のものを新たに購入することとして予算計上させていただいております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 医療機器というのは、やはり中古よりもニューのほうがいいのですが、日進月歩いろいろと改善されて、心電図にしても眼底カメラにしても、非常に精度の高いものが今出ていると私は認識しているのですが、今4年から8年という期間の中で、患者の希望によって、診察や診療の頻度によって、相当ロスがあるだろうと。これはリースという制度はできないものかどうかということについてはどのように考えですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 今回、購入に当たりまして、リースという制度について検討してございませんでしたが、行政報告でも町長のほうから御説明いたしましたとおり、今後、積極的に健診事業を行っていただけるということで、医師の要望もございまして、医療機器の整備を進めさせていただくこととしてございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 先ほどの行政報告にも、やはり日々の診察を受ける数も増えていると、1日30人と言いました。大津は10人ではないですか。やはり町民の健康管理とか自己管理の関係で、精度の高い医療機器というものは、時代によっては、本当に私は新しい改革がされていると思います。

したがって、今後についての課題ということで、いろいろな意味で検討を、購入だけでなく、やはりリースになれば、来年もっと精度の高いものができるかもしれない。そういう借入れという方法も今後検討する余地があるのではないかと。特に、こういう精度の高い機器は、そういうところを感じますので、それらについての参考意見を、前向きな考えがあるのかどうなのか、検討する意思があるのかどうなのか、あるいはそういうものについては、担当が代われば、正直言うと私どもは知識についていけません。そういうところの心構えというか意思を、考えられるところがあれば御答弁というか、考え方をお示しいただきたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 御承知のように豊頃医院につきましては、今年度から指定管理による管理運営をしてございまして、管理運営については公益社団法人地域医療振興協会のほうにお願いしてございます。この医療機器の購入についても、地域医療振興協会は全国各地で多くの診療機関を運営しておりまして、医療機器の導入等の方法についてもいろいろと知識を持ってございますので、お互いに情報を提供しながら、機器の導入等を進めてまいりたいと考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

3款歯科診療所費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、76ページをお開きください。

第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第50号

●藤田議長 日程第10 議案第50号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書 85 ページをお開き願います。

議案第 50 号令和 3 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,371 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,743 万 1,000 円と定めるものでございます。

本補正予算は、町水利用者の水圧を増加させる必要があることから、調査委託設計を行うものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書 94 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費において、委託料として、大津増圧ポンプ場実施設計委託業務として 965 万円を追加するなど、総額 1,371 万 1,000 円を増額するものでございます。

次に、92 ページ、歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料に水道使用料現年度分に 1,100 万円を追加。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金から一般会計繰入金 1,261 万 1,000 円を減額。

4 款繰越金、1 項繰越金に前年度繰越金 1,487 万 2,000 円を追加補正するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

92 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 3 款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 4 款繰越金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

94ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第51号

- 藤田議長 日程第11 議案第51号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

- 越谷施設課長 補正予算書97ページをお開き願います。

議案第51号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,190万2,000円と定めるものでございます。

本補正予算は、中央区及び豊頃地区の下水道管渠の清掃によるものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書106ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、職員人件費として8万円を追加。

2項施設管理費、管渠管理費100万円を追加するものでございます。

次に、104ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金108万円を追加するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

104ページをお開きください。

4款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

106ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第52号

●藤田議長 日程第12 議案第52号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書1ページを御覧ください。

議案第52号豊頃町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を御説明いた

します。

今回の条例改正につきましては、産科医療保障制度の見直しが行われ、令和4年1月1日から、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりましたが、社会保障審議会医療保健部会等の論議により、出産育児一時金、総体の額については、現行の42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、説明については、議案説明書1ページを御覧いただきたいと思えます。

出産育児一時金について規定しております条例第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものであります。

なお、附則として、第1項に施行期日を、第2項に経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

●7番大谷議員 町長は就任して6か月がたとうとしておりますが、そこで、お伺いしたいのでありますが、この条例の中で「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは」という文言がありますが、基本的に、この考え方はどのように考えるか、このことについてお考えを伺いたいと思えます。

ほかの条例でも、このような案件がありますので、町長の専権事項に対する考え方を知るのは大変重要なことだと考えますので、お知らせ願います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 町長に御答弁をとということですが、私のほうから若干補足して答弁させていただいてよろしいでしょうか。

このただし書きに、規則で定める額ということでございますが、これにつきましては、先ほどの産科医療保障制度の掛金が該当します。3万円を上限とするということでございますが、現在は、規則で1万6,000円と定められてございます。今回、条例改正とともに、この部分に変更になりますので、この部分、1万2,000円に引き下げて、条例部分で40万8,000円ということで、合わせて42万円、総額支給するというところでございますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時46分 再開

●藤田議長 再開します。

按田町長。

●按田町長 私のこの部分に関する考え方ということでございますけれども、基本的には、制度上の考え方というのを遵守しながら進めるわけでございますけれども、そのときの状況に応じて、状況を勘案しながら判断させていただくということで、よろしくお願いたします。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 生活困窮者も入るといふふうに思っておりますが、なかなか自分で声を上げて、私が苦しいのだということは恥ずかしいので言わないと思います。町長がまちづくりに挙げております町民との対話の中からまちづくりを進めたいという意味においては重要なことだと思っております。情状酌量の余地を積極的に考えるのと消極的に考えるのとでは結果が大分違ってくると思っておりますので、今後においても積極的に、他の条例にもありますから、積極的に考えていただきたいといふふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 言われるとおりであろうかと思っております。できる限り、議員おっしゃるとおり、なかなか声に出せと言われても、届かないことというのはよくございます。小さい町ですから、状況的に、原課ですとかと連携を取れば、対象となる方、また、こぼれる方、いろいろな部分が出てくるようなことになろうかと思っております。その辺はしっかりと調査しながら判断して、対応をしていって、声なき声をしっかりと拾い上げるというような形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第53号

●藤田議長 日程第13 議案第53号町道の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案書3ページをお開き願います。

議案第53号町道の変更について御説明いたします。

次の町道について、路線の変更をたく、道路法第10条第3項の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、牛首別南33線。

起点を牛首別96番地先から牛首別158番3地先に変更し、終点は牛首別74番地先で変更はございません。

延長は、現在257メートルを、変更後は1,045.3メートルとなり、788.3メートルの増となります。幅員は、現在4メートルですが、変更後は4.0から5.0メートルとなります。

議案説明書3ページに、説明第2号町道の変更の位置図を示しておりますので御参照願います。

位置図の中央部、現時点の起点がございまして、その左側のほうに新起点部をつくっております。新起点部は、道道尾田豊頃停車場線との交点となっております。

今回の追加する区間は、牛首別地区道営土地改良事業により改築されたものでございます。

以上で、町道として認定するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 議案第54号

●藤田議長 日程第14 議案第54号町道の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案書5ページを参照願います。

議案第54号町道の廃止について御説明いたします。

次の路線について、町道を廃止したく、道路法第10条第3項の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、農野牛礼作別線。

起点は農野牛8番地先、国道38号線との交点でございます。終点は農野牛47番地先であり、牛首別川築堤に連絡する路線でございます。

延長は689.5メートル、幅員は4.0メートルであります。

位置図につきましては、議案説明書5ページ、説明第3号町道の廃止位置図を御参照願います。

この路線は、国道38号線が改築されたことにより、町に移管されたものであり、昭和56年に認定された路線でございますが、その後、利用されていない路線でございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、石田議員。

●1番石田議員 ただいま廃止位置図を見ておりますが、森林組合豊頃事業所の裏側と申しますか、西側にあるのではないかと思いますけれども、町道の廃止後の用地の利用について、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今言われたとおり、豊頃町森林組合の西側に位置してございますが、用地ですが、大蔵省の用地になってございまして、町有地とはなっておりませんので、町では用地は取得しておりません。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### ◎ 議案第55号

●藤田議長 日程第15 議案第55号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第55号十勝圏複合事務組合規約の変更について説明申し上げます。

議案説明書7ページ、説明第4号を御覧願います。

本案は、十勝圏複合事務組合で共同処理しております規約第3条の表の事務のうち、第6号に定めるごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、令和4年4月1日から幕別町忠類地域を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

なお、附則として、この規約は、令和4年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 請願の委員会付託

- 藤田議長 日程第16 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。  
請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 請願文書表。

受理番号、1。

受理年月日、令和3年12月2日。

件名、燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長  
前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会小笠原茂人議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し審査することとします。

### ◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第17 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました陳情文書表のとおりです。  
陳情文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 陳情文書表。

受理番号、15。

受理年月日、令和3年11月25日。

件名、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町統内1633番地、間所恒克。

付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することとします。

### ◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第18 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月10日から同月15日までの6日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から同月15日までの6日間、休会とすることに決定しました。

### ◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員